

阪神水道企業団低入札価格調査手続要綱

制 定	平成30年 5 月14日
改 正	平成30年 7 月23日
	令和 2 年 2 月20日
	令和 4 年 1 月 4 日
	令和 4 年 7 月25日
	令和 5 年 5 月22日
	令和 8 年 9 月 1 日

(目的)

第1条 この要綱は、阪神水道企業団が建設工事の請負契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の10第1項、第167条の10の2第2項及び第167条の13の規定により建設工事の入札に適用する低入札価格調査制度の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 契約の内容に適合した履行がされるか否かについての調査
- (2) 最低価格入札者 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（ただし、失格基準価格を設定している場合は、失格基準価格を下回る価格をもって申込みをした者を除く。）
- (3) 次順位者 最低価格入札者以外の者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者
- (4) 履行可能 最低価格入札者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされること
- (5) 履行不能 最低価格入札者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされない恐れがあること
- (6) 調査基準価格 履行不能の疑いがある基準となる価格
- (7) 失格基準価格 履行不能と認める数値的判断基準となる価格

(対象工事)

第3条 次の各号のいずれかに該当する工事請負契約に係る入札については、低入札価格調査の対象とする。

- (1) 総合評価方式を適用する工事

(2) 前号の工事を除く予定価格が1億円以上の工事

2 前項第2号に規定する工事に係る低入札価格調査制度については、その実施効果及び課題を検証するため、当分の間、試行的に実施するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、事業期間その他の事情により低入札価格調査に必要な期間を確保することが困難であると競争入札参加者選定審査会が認めた場合は、低入札価格調査の対象としないことができる。

(調査基準価格)

第4条 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に100分の97、共通仮設費の額に100分の90、現場管理費の額に100分の90、一般管理費の額に100分の68及び主要機器費の額に100分の87.5を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その額が予定価格に100分の90を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に100分の90を乗じて得た額とし、予定価格に100分の70を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に100分の70を乗じて得た額とする。

2 工事内容等から前項の規定により難しい場合には、予定価格に100分の70を乗じて得た額とする。

(失格基準価格)

第5条 失格基準価格は、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に100分の90、共通仮設費の額に100分の70、現場管理費の額に100分の90、一般管理費の額に100分の68及び主要機器費の額に100分の85を乗じて得た額の合算額とする。ただし、予定価格に100分の70を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に100分の70を乗じて得た額とする。

2 工事内容等から、この内容によらない場合もある。

(端数処理)

第6条 前2条の規定により算出した価格に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(入札の執行)

第7条 入札の結果、失格基準価格を下回る価格をもって申込みをした者は、契約の内容に適合した履行が不能であるものとして、落札者とししないものとする。

(低入札価格調査の実施)

第8条 第3条に規定する対象工事における入札において、最低価格入札者の入札価格が調査基準価格を下回っているときは、低入札価格調査を行うものとする。

2 低入札価格調査を行おうとするときは、入札執行者は、入札者に対し低入札価格調査を行い、落札者は後日決定する旨を告げて、入札を終了するもの

とする。

- 3 事後審査型条件付き一般競争入札により執行する場合においては、低入札価格調査は入札参加資格の審査と併せて行うものとする。

（事情聴取、照会等の実施）

第9条 低入札価格調査の実施にあたっては、次の各号の内容により、審査課長（阪神水道企業団工事施行規程（昭和30年管理規程第7号）第2条第2号に規定する課長等のうち、技術部技術企画課主幹をいう。以下同じ。）が最低価格入札者からの事情聴取、資料の提出依頼、関係機関への照会等を行い、当該入札を所管する審査機関（以下「委員会等」という。）に報告するものとする。

- (1) その価格により入札した理由及び入札価格の内訳
- (2) 契約対象工事における予定施工体制
- (3) 配置予定技術者
- (4) 契約対象工事付近における手持工事の状況
- (5) 契約対象工事に関連する手持工事の状況
- (6) 契約対象工事箇所と入札者の事業所、倉庫等との関連（地理的条件）
- (7) 手持資材の状況
- (8) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (9) 手持機械数の状況
- (10) 労務者の具体的供給見通し
- (11) 過去に施工した公共工事名及び発注者

- 2 前項の委員会等は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める機関とする。

- (1) 第3条第1号に規定する工事 阪神水道企業団総合評価審査委員会
- (2) 第3条第2号に規定する工事 競争入札参加者選定審査会

（履行可否に関する審査）

第10条 委員会等は、前条による報告内容について審議し、履行の可否を確定するものとする。

（履行可能と認めた場合）

第11条 契約担当課長は、委員会等における低入札価格調査の結果、履行可能と認め、かつ、入札参加資格審査の結果、入札参加資格があると認めたときは、直ちに、最低価格入札者に対しては落札者とする旨の通知を、その他の入札者に対しては最低価格入札者を落札者とする旨の通知をするものとする。

（履行不能と認めた場合）

第12条 契約担当課長は、委員会等による低入札価格調査の結果、履行不能と認めたときは、最低価格入札者を落札者とせず、次順位者を落札者とするも

のとする。

- 2 前項の場合においては、契約担当課長は、最低価格入札者に対しては落札者とし、しない旨の通知を、次順位者に対しては落札者とする旨の通知を、その他の入札者に対しては次順位者を落札者とする旨の通知をするものとする。

(次順位者の調査)

第13条 前条第1項の規定にかかわらず、当該規定により落札者となるべき次順位者の入札価格が調査基準価格を下回っているときは、審査課長は、当該次順位者について、第8条から前条までの規定に準じた手続を行う。

附 則

この要綱は、平成30年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の規定は、施行期日以後に公告を行う建設工事に係る入札について適用し、同日前に公告を行った建設工事に係る入札については、なお従前の例による。